

2021 年度

「S B I R 推進プログラム」に係る公募要領

【御注意】

本プログラムへの応募には、NEDOへの書類提出に加え、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」へ所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。e-Rad で応募基本情報入力を行わないと応募できません。余裕を持って登録手続きを行い、提案書提出日までには情報入力を完了してください。

- ・ 所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合があります。
- ・ 複数機関の共同提案で応募する場合は、応募は代表機関のみですが、機関ごとに全て e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。

2021 年 8 月 16 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

【受付期間】

2021年8月16日(月)～2021年9月17日(金) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.（4）提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/fyg6zwoetfoo>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、「情報項目シート」は Excel 形式、その他の提出書類は全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

1. 件名	5
2. 事業概要	5
(1) 背景	5
(2) 目的	6
(3) 事業内容	6
(4) 事業期間	6
(5) 事業規模・形態・NEDO負担率	6
(6) 実施体制	6
3. 応募要件	7
(1) 対象事業者の要件	7
(2) 提案に関する補足	8
(3) 対象となる提案テーマ	9
4. 提出期限及び提出先	9
(1) 提出期限：2021年9月17日（金）正午アップロード完了	9
(2) 提出先：Web 入力フォーム	9
(3) 提出方法	9
(4) 提出書類	10
(5) 提出にあたっての留意事項	10
(6) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録	11
5. 秘密の保持	12
6. 委託予定先の選定	13
(1) 審査の方法について	13
(2) 審査基準	13
(3) 委託予定先の公表及び通知	14
(4) スケジュール	14
7. 留意事項	14
(1) 契約及び委託業務の事務処理等について	14
(2) 業務管理者の研究経歴書の記入（詳細は別添4）	16
(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添5）	16
(4) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入（詳細は別添6）	16
(5) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は参考資料2）	16
(6) 提出書類チェックリスト（詳細は提出資料3）	16
(7) 追跡調査・評価	16
(8) 知財マネジメント（詳細は参考資料3）	17
(9) データマネジメント（詳細は参考資料4）	17
(10) 「国民との科学・技術対話」への対応	17
(11) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は参考資料5）	17
(12) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	17
(13) 予算執行状況調査表の提出	18

(14) 重複の排除	18
(15) 研究開発資産の帰属・処分について	18
8. 不正行為の防止	19
(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	19
(2) 研究活動の不正行為への対応	20
(3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	21
9. 公募説明	21
10. 問い合わせ先	21
11. NEDO事業に関する業務改善アンケート	21

関連資料

基本計画

2021年度実施方針

提出資料 1：提案書様式

提出資料 2：情報項目シート

提出資料 3：提出書類チェックシート

別添 1：公募する提案テーマ

別添 2：キーワード集

別添 3：利害関係の確認について

別添 4：業務管理者の研究経歴書の記入について

別添 5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 6：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 7：評価者（外部専門家）候補リスト

別添 A：実施計画及び実施経費計画

参考資料 1：追跡調査・評価の概要

参考資料 2：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

参考資料 3：NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

参考資料 4：NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

参考資料 5：契約に係る情報の公表について

SBIR推進プログラムに係わる公募について

2021年8月16日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、研究開発型スタートアップ支援事業に基づき、「SBIR(Small Business Innovation Research)推進プログラム」において研究開発を行う企業等を以下の要領で公募します。

1. 件名

「SBIR(Small Business Innovation Research)推進プログラム」

2. 事業概要

(1) 背景

政府は、「日本版 SBIR 制度」について、根拠法を「中小企業等経営強化法」から「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）」へ移管しました。これにより、各省庁の科学技術関係予算のうち、一定割合を中小企業向けに支出することを努力義務として位置づけられる他、関係省庁・関係機関が共通の枠組みに基づき、社会課題の解決に向けた研究開発を中小企業等が提案する、新しい「指定補助金等」を創設することにより、イノベーション政策の一環として推進することとしています。

本年度は、本プログラムにおいて、下図のフェーズ 1 を実施し、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等の実現可能性調査（FS）及び基礎研究を支援します。



	対象とする内容	事業期間/事業規模
フェーズ 1	研究開発の内容について、科学技術的な実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために実施する概念実証(POC: Proof of concept)や実現可能性調査(FS: Feasibility study)	1 年以内/ 直接経費 300 万円～ 1,500 万円程度
フェーズ 2	フェーズ 1 で得られた成果等を前提として取り組む研究開発	1～2 年程度/ 1,000 万円～数億円程度
フェーズ 3	フェーズ 2 によって開発された技術、製品等の事業化に向けた準備	事業に応じた期間/ 設定せず

(2) 目的

本事業は、上記の背景を踏まえ、政府が提示する研究開発課題に取り組む中小企業・スタートアップ企業の研究開発及び事業化を支援することで、社会課題を解決すると同時に、我が国の産業競争力強化を目指すものです。

(3) 事業内容

本事業では、政府機関等が設定した研究開発課題の解決に資する研究開発を実施します。研究開発課題の解決に資する内容であって、将来の研究開発成果の社会実装に向けた実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために実施する概念実証（POC）、実現可能性調査（FS）（以下、フェーズ1という。）を委託するものです。フェーズ1への参加を希望する中小企業やスタートアップ企業等の提案に当たっては、以下の要領にしたがって提出書類を作成の上、申請してください。なお、事業期間中は、研究開発成果の実用化を目指すために、省庁自治体等での実装に繋げる等のマッチング支援活動も行います。

本事業は、次年度に同一課題の研究開発事業を実施することが決定した場合、フェーズ1の研究開発結果に関し、フェーズ2への移行可否を判断する多段階競争選抜（ステージゲート審査）を実施する場合があります。

なお、本プログラムは内閣府の官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の一環として、実施状況調査や評価、事業終了後のフォローアップ等が実施されます。

(4) 事業期間

原則として、採択通知書に記載する事業開始の日から1年度以内とし、最長で2022年3月21日までの期間において任意に設定可能です。

終了予定年月日については、当該終了予定月の20日までとしてください（土日祝日の場合には翌営業日としてください）。

なお、事業開始は、2021年11月を予定しています。

(5) 事業規模・形態・NEDO負担率

2021年度の事業規模：合計 4億円・委託（フェーズ1）・NEDO負担100%

事業規模上限 ： 1,500万円/件・年度

また、契約金額は、審査の結果を踏まえ、提案書記載額等から減額することがあります。

(6) 実施体制

1者もしくは複数者での体制で、事業を実施していただくことが可能です。1者での体制における当該提案者、及び、複数者での体制において代表となる提案者を、代表提案者とします。また、複数者での体制における、代表提案者以外の提案者を、共同提案者といたします。代表提案者、及び、全ての共同提案者は、「3. 応募要件」の要件を満たし、提案時に各提案者間の役割分担を明確にすることが求められます。

3. 応募要件

(1) 対象事業者の要件

提案者（代表提案者及び共同提案者）は、次の①～⑨の要件を満たすことが必要です。

- ① 日本に登録されている中小企業等であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。（ここでいう中小企業等は、以下⑦に示す「中小企業者」又は「中小企業としての組合等（※）」を指し、財団法人、社団法人、NPO 法人を含まない。）

※「中小企業としての組合等」とは、以下イ、ロ、のいずれかに該当する組合等を指します。

イ 産業技術力強化法施行令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業協同組合等(技術研究組合等を含む)。

ロ イのほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第 6 条第 1 項第 3 号を準用する。

「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・技術研究組合の場合は、直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であること。
- ・組合として事業遂行能力を有すること。
- ・研究者が 1 人以上かつ組合従業員の 10%以上又は試験研究費等が事業費の 3%以上であること(試験研究費等については以下の URL の試験研究費とすること。)

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/31kennkyukaihatutaxgaiyou10.pdf

- ② 本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 本事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 本事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑦ 原則として中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの、且つ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないもの。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又 は航空機用タイヤ及びチュ ーブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記 3 業種を除く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

卸売業	1 億円以下	100 人以下
-----	--------	---------

※常時使用する従業員には、家族従業員、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。又、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（※）の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業（※）の所有に属している企業
- ・ 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業

※本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・ カーブアウトベンチャー（*）

⑧ 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

⑨ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

* 「カーブアウトベンチャー」とは

企業の経営陣等が事業の一部を切り出し、株式保有等ある程度の利害関係を保持し続け、また、自社の支配権もある程度保持したまま外部のリスクマネーと外部の資源を取り込んで事業を行うベンチャーの一形態です。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すものです。

以下の全ての要件を満たす企業を指します。

イ. 研究者が 1 人以上かつ全従業員の 10%以上又は試験研究費等が売上高の 3%以上であること（試験研究費等については、以下の URL の試験研究費としてください。）。

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/31kennkyukaihatutaxgaiyou10.pdf

ロ. 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

ハ. 公募締切日において設立 10 年以内の企業であること。

(2) 提案に関する補足

- ① 事業の全部を一括して第三者等に再委託・共同実施（以下再委託等）を行うことはできません。再委託等を行う合理的理由、必要性が特に高い場合には、審査し、適当と認められる場合にのみ、承認されます。なお、委託業務の一部を再委託等することが承認された場合には、再委託等した業務に伴う再委託先等の行為については、委託先が N E D O に対して全ての責任を負うものとします。また、再委託等は学術機関等（*）との実施に限ります。その他機関との再委託等は行うことはできません。実施に当たっての基本的な考え方、留意点などは委託業務事務処理マニュアル「IX.再委託費・共同実施費について」<https://www.nedo.go.jp/content/100930554.pdf>）をご確認ください。

* 「学術機関等」とは

国公立研究機関、国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、独立行政法人、公設試

験研究機関及びこれらに準ずる機関

- ② 本事業は、プログラム内の研究開発テーマ毎に各種助言・調整等を NEDO が委嘱するカタライザ（伴走者）と実施します。実施期間中、次フェーズに向けた取組についてカタライザと面談やヒアリング等を行います。
- ③ 上記 3.（1）の要件を満たす者を提案者として本事業の対象とします。共同提案者も同様です。複数者で提案する場合、提案書において、研究開発及び事業化におけるそれぞれの役割分担等を明確に記述してください。

（3）対象となる提案テーマ

本公募の対象は、別添 1 に掲載した研究開発課題の解決に資する研究開発とします。提案にあたっては、研究開発課題の番号を提案書に記載してください。

なお、各課題には、具体例を示しています。これらは、特に重点項目として早期の取り組みが求められるものであり、課題設定に関与した機関から、データ提供や評価フィードバック等の協力が得られる場合があります。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

**2021 年 8 月 16 日（月）から 2021 年 9 月 17 日（金）正午アップロード完了
持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は不可**

（1）提出期限： 2021 年 9 月 17 日（金）正午アップロード完了

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報を Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

（2）提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/fyg6zwoetfoo>

（3）提出方法

4.（2）提出先へアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、「情報項目シート」は Excel 形式、その他の提出書類は全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、ファイル容量の上限は 100MB ですので、これを厳

守してください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際は、公募締め切り後、提案に係る連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

共同提案の場合は、Web 入力フォームを提案者ごとに入力してください。

(4) 提出書類

【提出必須】

- ① 提案書（詳細は参考資料1）
- ② 情報項目シート（詳細は参考資料2）
- ③ e-Rad 応募内容提案書（詳細は4.(6)）
- ④ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
- ⑤ 直近の事業報告書
- ⑥ 直近の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を3年分）、直近の財務諸表が3年分用意できない場合は、キャッシュフロー実績書、今後数年の資金計画試算書、合計残高試算表等、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑦ 納税証明書（その1）及び納税証明書（その2）
- ⑧ 株主名簿
- ⑨ 提出書類チェックリスト

※①、②、⑨はNEDOの本公募ページから様式をダウンロードし、作成してください。

※③はe-Radから出力したファイルを提出ください。（詳細は4.(6)）

※⑦の交付請求手続きは下記の国税庁HPをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

上記①提案書作成にあたっては、以下別添資料が含まれますので、ご確認の上、記載をお願いいたします。

- ・利害関係の確認について（詳細は「①提案書」の別添3）
- ・業務管理者の研究経歴書（詳細は「①提案書」の別添4）
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は「①提案書」の別添5）（企業のみ）
- ・NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は「①提案書」の別添6）（企業のみ）

【該当者のみ提出】

- ・NEDOが提示した契約書（案）（標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項

- ① 提案書は日本語で作成してください。

- ② 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ③ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ④ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ⑤ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑥ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ⑦ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ⑧ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑨ 無効となった提案書その他の書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ⑩ 複数法人等による共同提案の場合は、代表提案者の情報のみ入力してください。代表提案者を含む全ての提案者（再委託先・共同実施先含む）の情報については、「提案書」に記載してください。

(6) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※) による申請手続きと、NEDOへの提案書類の提出の両方の手続きが必要です。この e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への申請ができませんのでご注意ください。

※ 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、以下の URL を参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクで受け付けています。

- e-Rad ポータルサイト
<<https://www.e-rad.go.jp/index.html>>
- e-Rad 利用可能時間帯 0:00~24:00
- e-Rad ヘルプデスク
<<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>>
電話番号：0570-066-877 (ナビダイヤル)、03-6631-0622 (直通)
受付時間：午前 9:00~午後 6:00
※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12 月 29 日~1 月 3 日) を除く
- 研究機関向け操作マニュアル
<https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html>
- 研究者向け操作マニュアル
<https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html>

e-Rad に関する事務手続きの流れは、次のとおりです。

以下①～④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です。

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までに e-Rad に研究者が登録されていることが必要です。研究者の所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録されると、ログイン用 ID、パスワードが発行されます。登録手続きに 2 週間以上掛かる場合がありますので、余裕をもって登録申請してください。

- ・共同提案する場合は、一機関の研究者が代表して登録を行ってください。なお、共同提案する全機関が e-Rad に登録され、各機関の主要研究員が研究者番号を取得していることが必要ですのでご注意ください。
- ・事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて行ってください。

② 研究者の登録

前記①で登録した所属研究機関の事務代表者が、研究者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID とパスワードを取得してください。

③ 応募基本情報の入力と「e-Rad 応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究の代表者が、公募件名に対する応募情報を入力してください。なお、共同提案の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。

入力完了後、「e-Rad 応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物は N E D O への提出書類として必要になります。

④ 応募情報の確認と登録

入力内容に不備がないことを確認してから「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「この内容で提出」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・提案書類を提出する際には、応募情報が e-Rad に登録されていることが必要です。N E D O への提案書類の提出締切日までに十分余裕をもって準備して、登録を完了するようにお願いします。
- ・提出締切日までにシステムの「応募／採択課題一覧」のステータスが「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡してください。
- ・一旦提出した応募情報を、研究者が再度修正できる状態に戻すことが可能です。この操作を e-Rad では「引戻し」と呼びます。「引戻し」して情報を修正した場合は、応募の締切日前までに必ず再度登録を完了して、e-Rad 応募内容提案書を更新してください。

5. 秘密の保持

N E D O は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提

案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託予定先の選定

（1）審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と N E D O 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、N E D O が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

① 採択審査の基準

- イ 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ロ 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- ハ 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、目標、ビジネスの妥当性等）
- ニ 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、優秀な研究者等の参加、財務状況等）。
- ホ 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（成果の実用化・事業化が見込まれるか。実用化・事業化に向け、平行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。等）
- ヘ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）
- ト 総合評価

② 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- イ 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - i. 開発等の目標が N E D O の意図と合致していること。
 - ii. 開発等の方法、内容等が優れていること。

- iii. 開発等の経済性が優れていること。
- ロ 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - i. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - ii. 当該開発等の行う体制が整っていること。
 - iii. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - iv. 経営基盤が確立していること。
 - v. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - vi. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- i. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ii. 開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- iii. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- iv. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託予定先の公表及び通知

① 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要等）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

② 採択審査委員の氏名の公表について

採択案件の公開時に、併せて、公表します。

③ 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2021年8月16日	公募開始
8月24日	公募説明資料の掲載
2021年9月17日正午	公募締切
11月上旬～	採択審査委員会
11月中旬（予定）	契約・助成審査委員会
11月中旬（予定）	委託予定先決定、公表
11月下旬（予定）	契約

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、原則NEDOが提示する事務処理マニュアル（【参考】委託事業の手続き：マニュアル）に基づき実施していただきますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアル記載内容よりも以下①～③の内容を優先しますのでご注意ください。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

① 経費計上について

イ. 必要理由書

機械装置等製作・購入費、諸経費(外注費、消耗品費等)で 50 万円以上(税込)の物品等を購入する場合又は外注する場合は、必要とする理由を「必要理由書」に記載し、発注前に NEDO に提出してください。また、上述の場合以外でも、NEDO から、同理由書の提出を求める場合があります。

ロ. 機械装置費等

土木・建築工事費は、助成の対象が限定されています。以下の点にご留意ください。

- ・特殊な環境を必要としない施設整備は、対象外となります。
- ・クリーンルームは、必要最小限に限ります。
- ・プラントを覆う建物は、対象外(毒物等を取り扱う場合を除く。)となります。
- ・撤去費の計上は、原則として、認められません。但し、研究開発の実施において、NEDO が必要と認めるものについては、計上を認める場合があります。詳細は、NEDO 担当者にご相談ください。

ハ. 労務費

「委託業務事務処理マニュアル」では、研究員(登録研究員)は、4つに区分されていますが、本事業で労務費を計上する場合には、当該区分の内、時間単価適用者のみ選択できます。

また、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

なお、NEDO の判断により、必要に応じ、委託先における過年度分の支払実績等を確認、考慮の上、委託事業開始時等に NEDO による確認を受けた金額を適用することとします。

② 委託費用の支払い

NEDO は、必要があると認めるときは、委託期間の中途に委託事業の実施に要する経費の一部を委託先に支払います。これを「概算払」といいます。これに対し、委託期間完了後(確定検査完了後)に手続される最終の経費の支払を「精算払」といいます。

概算払は、原則として、委託事業者の支出実績額等に応じて、年間 4 回実施します。ただし、NEDO が必要と認める場合は、毎月 1 回を限度に、概算払い請求を行うことも可能です。

支払い対象は、概算払いを行う月の前月末迄の支出実績額分となります。詳しくは、NEDO 担当者にご相談ください。

本事業では、労務費以外の計上基準は、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、外注先等へ、前渡金で支払いを終えた場合でも、成果物等の検収を終えていない場合については、請求の対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、概算払を受けるに当たり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる証憑類の提示及び必要理由書等の提出を求めます。

③ 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い

本事業の目的は、あくまで研究開発を主眼としているため、事業期間中は、その成果品を製品として販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした製品の提供であっても、対価を得て提供すること（有償サンプル）は、原則として、認められません。

また、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

(2) 業務管理者の研究経歴書の記入（詳細は別添4）

提案書の実施体制に記載される委託先で、登録研究員の代表となる「業務管理者」を設置し、研究経歴書を提出していただきます。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添5）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。

(4) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入（詳細は別添6）

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。

なお、本調査は研究開発テーマの検討にあたり活用しますので、必ずご提出をお願いいたします。

(5) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は参考資料2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(6) 提出書類チェックリスト（詳細は提出資料3）

提案に必要な書類が提出されていない場合には、提案が受理されません。提出前に必要書類の確認を行ったことを確認する書面としてチェックリストを提出して頂きます。

(7) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、参考資料1「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(8) 知財マネジメント（詳細は参考資料3）

本プログラムは、知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本プログラムの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(9) データマネジメント（詳細は参考資料4）

本プログラムはデータマネジメント基本方針のうち委託者指定データを指定しない場合を適用します。

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は、実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

<参考>平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>>

(11) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は参考資料5）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(12) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

①我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制(※)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

②貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様

書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリ等の記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

③本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

④安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>>

（Q&A <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>>）

・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>>

・一般財団法人安全保障貿易情報センター <<http://www.cistec.or.jp/>>

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf>

（13）予算執行状況調査表の提出

委託事業の研究開発の進捗を確認するため、委託期間の経費計上見込みと実施月の実績を毎月提出していただきます。

（14）重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。ただし、同一提案者が、複数のテーマで提案をすることは可能です。

（15）研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

8. 不正行為の防止

(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という）。

「不正使用等指針」(※)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。N E D O 策定。以下「補助金停止等機構達」(※)という）

「補助金停止等機構達」に基づき、N E D O は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください。：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください。：N E D O ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

イ 当該研究費について、不正の重大性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ロ 不正使用等を行った事業者等に対し、N E D O との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います）

ハ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ）に対し、N E D O の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度等により、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します）

ニ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも上記イ～ハの措置を講じることがあります。ホ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

ホ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等

本事業の委託契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、N E D O が求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、N E D O では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。N E D O 策定。以下「研究不正機構達」という。（※））に基づき、N E D O は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※ 研究不正指針についてはこちらを御参照ください。：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※ 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください。：N E D O ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

① 本事業において不正行為があると認められた場合

イ 当該研究費について、不正行為の重大性等を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ロ 不正行為に関与した者に対し、N E D O の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間です。）

ハ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対し、N E D O の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間は、責任の程度等により、原則として、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間です。）

ニ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記ハにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も、同様の措置を講じることがあります。

ホ N E D O は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書等について公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があっ

たと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。) については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は、次のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

電話番号：044-520-5131

FAX 番号：044-520-5133

電子メールアドレス：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

9. 公募説明

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、公募説明会に代えてウェブサイト上で公募説明資料を公表する予定です。本事業の内容や契約に係る質問については、本公募資料及び説明資料をご確認いただいた上で、問い合わせ先にてお受けいたします。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、以下の問い合わせ受付期間内に電子メールにて受け付けます。ただし、審査の経過や技術内容等に関するお問合わせには応じられませんので、ご了承ください。

<問い合わせ受付期間>

公募開始～2021年9月15日(水)午前10時まで

< 問い合わせ先の電子メールアドレス >

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 (佐藤、古澤、後藤、小石、芦澤、西潟、小松)

電子メールアドレス：sbir-r3@nedo.go.jp

11. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

関連資料

基本計画

2021年度実施方針

提出資料 1：提案書様式

提出資料 2：情報項目シート

提出資料 3：提出書類チェックシート

別添 1：公募する提案テーマ

別添 2：キーワード集

別添 3：利害関係の確認について

別添 4：業務管理者の研究経歴書の記入について

別添 5：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 6：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 7：評価者（外部専門家）候補リスト

別添 A：実施計画及び実施経費計画

参考資料 1：追跡調査・評価の概要

参考資料 2：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

参考資料 3：NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

参考資料 4：NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

参考資料 5：契約に係る情報の公表について